

## 福岡市住宅供給公社ネット広告表現ガイドライン

### (目的)

福岡市住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理するホームページなど、インターネットを活用した媒体に掲載する広告（ネット広告）の表現について、福岡市住宅供給公社広告掲載要綱及び福岡市住宅供給公社広告掲載実施要領に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

### (アクセシビリティ上の制限)

#### 1 禁止表現

閲覧者の意志に反する動きをしたり、誤解を与えるおそれがある表現は使用しない。

- ・「進む」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンおよびこれらのボタンに似せているもの。
- ・アラートマーク
- ・ラジオボタン
- ・入力、テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

#### 2 アニメーション等

アニメーションG I F等を使用する際は、閲覧者に不快感を与えないよう次のイメージは使用しない。

- ・振動イメージ、点滅イメージ
- ・画面の大部分の領域が切り替わる場合は、コントラストの強い画面が反転するものや、切り替えの感覚が3秒未満のもの。

### (公社ページとの区別)

閲覧者を混乱させないため、公社ページやコンテンツと明確に区別すること。

- 1 バナー（A L T属性含む）やテキストには、必ず広告主の会社名又は施設名、店舗名を表示する。
- 2 事業や施設、住宅相談など、閲覧者が公社の事業であると錯覚しやすい表現は使用しない。
- 3 公社ページと類似した色調や字体、イメージなどは使用しない。

### (その他)

- 1 アクセシビリティ、ユーザビリティの観点から不適切な表現は使用しない。
- 2 福岡市ホームページに関する基本方針を遵守すること。

### (施行)

このガイドラインは、平成25年1月31日から施行する。